令和4年度

みささする実践交付金

【まちづくりチャレンジ事業】

【多分野連携活性化事業】

【未来づくり人材育成事業】

募集要項

[募集期間]

令和4年4月25日から令和4年11月30日(水)まで

三 朝 町

令和4年度「みささする実践交付金」募集要項

1 趣旨

地域づくりに取り組む住民、団体などが、地域の自主・自立の機運を盛り上げ、地域の活性化を促進するために行う主体的な取組を支援するため、「みささする実践交付金」の交付を希望する方を募集します。

2 事業の概要

募集する取り組みは、「まちづくりチャレンジ事業」と「多分野連携活性化事業」、「未来づくり人材育成」の3種類となっています。

補助事業区分	対象となる事業	補助率	限度額
① まちづくり	(小チャレンジ)	4/5	10 万円
チャレンジ事	町民が工夫を凝らして新し		
業	く取り組む自主的な活動		
	(大チャレンジ)		50 万円
	自主的な活動であり、他の模		
	範となるような先進的な取組		
② 多分野連携	横断的な分野、業種とのつな	2/3(世代間交流、婚活事業	20 万円
活性化事業	がりのある町民が工夫を凝ら	にあっては4/5)	
	して取り組む自主的な活動		
③ 未来づくり	将来の三朝町を担う中高生	4/5(自発的な計画により取	30 万円
人材育成事業	が取り組む研修活動	り組むものにあっては10/10)	

3 事業実施主体の要件

【① まちづくりチャレンジ事業 及び ② 多分野連携活性化事業】

地域づくりに意欲がある町民、町民で構成する団体、町内の集落及び企業(町内に事務所を有するものに限る。)。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 地域協議会
- (2) 当該事業のため、町の他の補助金、交付金等の交付を受けている団体
- (3) 政治、選挙、宗教又は特定の思想の普及に関わる団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 項に規定する暴力団

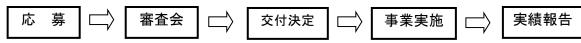
【③ 未来づくり人材育成事業】

町内に住所を有する中高生(当該事業のため、町の他の補助金、交付金等の交付を受けているものを除く。)。

4 事業の流れ

応募のあった取り組みは、審査会により審査し、交付の可否を決定します。

(1) 申請年度



※審査会は随時開催

※事業終了後、実績報告を もって交付額を確定します。

(2) 次年度

長期実施に係る計画を作成していただくとともに、活動報告の機会を設けます。

長期事業計画書の提出 活動報告(聞取り、報告会等)

- 注)単年度で事業が完了するものにあたっては、この限りではありません。
- 注)未来づくり人材育成事業は、次年度の長期事業計画書の提出は必要ありませんが、町民に向けて成果を報告していただく機会を設けます。

5 事業実施に係る留意事項

(1) 事業期間

交付決定後、令和5年3月31日までに事業完了する必要があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止

事業の実施にあたっては、国・県・三朝町の新型コロナウイルス感染症特設サイトや報道機関等による最新の情報を注視し、各種要請等によりやむを得ない場合には事業の中止、延期又は規模縮小等のご対応をお願いします。

6 補助金の対象について

(1) 補助対象経費

補助事業を実施するために必要な経費とします。対象経費の例は以下のとおりです。

【① まちづくりチャレンジ事業 及び ② 多分野連携活性化事業 】

	項目	内容		
報	償 費	講師、アドバイザーなどの謝金		
旅	費	講師、アドバイザーなどの旅費		
	消耗品費	用紙・封筒・文具類などの購入費		
需	燃料費	イベントなどのため仮設した会場の暖房用燃料など		
用	印刷製本費	参加者募集チラシなどの作成費		
費	光熱水費	イベントなどのため仮設した会場の電気や水道の使用料など		
		(領収書上で区分が困難なものは対象外)		
役	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵券代など		
		(電話代は対象事業の経費として区分困難であり対象外)		
務	広 告 料	参加者募集の広告費		
費	手 数 料	振込手数料		
	保 険 料	ボランティア保険料		
委	託 料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費		
工	事請負費	ソフト事業を展開するために必要な施設整備費		
備品購入費		ソフト事業を展開するために必要な備品の購入経費		
使用料及び賃借料		会場使用料、借上げ自動車代など		
原材料費単に配布や販売を行う場合は対象外		単に配布や販売を行う場合は対象外		

【③ 未来づくり人材育成事業】

	項	目	内容
研	修	費	研修プログラム参加料など
旅		費	海外渡航費など

(2) 対象外経費

ア 団体の運営に係る経常的な経費(電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と 区分ができない経費も含む。)

- イ 人件費
- ウ 団体構成員に対する個人給付的な経費
- 工 食糧費

7 申請方法

(1) 申請について

令和4年度内に実施する事業を対象に随時募集を行います。

「みささする実践交付金交付要綱」にある様式により、町へ申請してください。

【募集期間】令和4年11月30日まで

※予算の状況に応じて、募集期間終了後も申請は可能です。この場合、三朝町公式ホームページ等でお知らせします。

【応募に必要な書類】

• 交付申請書

申請に係る様式は、三朝町公式ホーム

・事業計画

ページでダウンロードできます。

- 収支予算書
- ・実施事業の概要が分かる資料など

(2) 選考方法

申請ごとに審査会を開き、交付の可否を決定します。

審査会は、申請者によるプレゼンテーションを行うこととし、審査会の日時・会場は申請者へ別途連絡します。(※まちづくりチャレンジ事業(小チャレンジ)は除く。)

8 お問い合わせ先

三朝町企画課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999-2

電話 0858-43-3506 FAX 0858-43-0647

Mail kikaku@town.misasa.tottori.jp

町 HP http://www.town.misasa.tottori.jp